



Title	北京図書館蔵『按吳親審檄稿』簡紹
Author(s)	濱島, 敦俊
Citation	北海道大學文學部紀要, 30(1), 1-24
Issue Date	1981-12-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33453
Type	departmental bulletin paper
File Information	30-49_PR1-24.pdf



北京圖書館藏『按吳親審檄稿』簡紹

濱
島
敦
俊

北京図書館蔵『按吳親審檄稿』簡紹

濱 島 敦 俊

〔解説〕 一九八〇年八月初旬、天津・南開大学において、同大学主催の下に『明清史研究国際学術討論会』が開催され、三十数名（うち日本人十四名）の外国人研究者を含む百二十名の明清史研究者が参加した。筆者はこれに出席した後、北京図書館に入館・利用を許され、同月中・下旬の約十日間、同館特蔵資料室（俗に謂う善本室）において明清史関係の史料閲覧を行った。限られた滞在期間を以て史料の筆写（北京図書館では善本・未刊文書については筆写しか許されていない）を行わねばならず、接し得た文献は方志・農書（水利書）・雜記等併せて十指に満たなかったが、貴重な機会を与えられた北京図書館関係各位に謝意を表呈するものである。

同館特蔵資料室に備えられた各種のカード索引の中に、著者別（人名別）索引があった。それをめくっていた時に、明末の東林系官僚、祁彪佳の頃に、大量の抄本が記載されていることに気付いた。本稿では、これら祁彪佳関係文献（以下『祁文献』と略称する）のうち、その一部を抄録した『按吳親審檄稿』を紹介しようと思う。

祁彪佳、字は虎子（又字幼文、弘吉）、号は世培（又号遠山主人）、浙江・紹興府山陰県の人で、府城に生まれた。父、承燦は万曆三十二年進士で江西参政にまで陞った著名な蔵書家であった。彪佳は天啓二年（二十一）才で進士とな

り、福建・興化府推官に任ぜられ、丁艱の時期をはさんで、崇禎四年御史に擢でられ、七年蘇松巡按となった。その在任中に、時の閹党の宰相周延儒の家郷、常州府宜興県において、周延儒とも遠戚の關係にある郷紳陳氏の奴僕が叛し、陳氏など郷紳宅を焼打ちするとともに、延儒の祖墓を発く事件が発生した。（この宜興の奴変に關しても龐大な史料がこの『祁文獻』に含まれている）。祁彪佳は敏速に彈圧し、指導者を処刑する一方で、郷紳強佔の男女・田宅の追還、陳氏父子の官位の削奪を奏請し、周延儒の怒りを買って、罰俸の処分を受けた。彪佳は侍養を理由として故郷に退休する。大飢饉が相繼いだ崇禎年間、祁彪佳はしばしば故郷で救荒活動を組織した。十六年、再び御史に登用され、北京で官吏の「大計」を主掌した後、南直の郷試の主考官として南京に赴いた。その直後、李自成軍によって北京が占領され、明朝は滅亡する。南京の福王政權に加わった祁彪佳は、十七年六月には江南巡撫に任ぜられ、当時江南各地で頻発していた奴変の鎮圧に精力的に従事した。しかし福王政權内の内紛によって彈劾され、官を辞して故郷に歸り、順治二年閏六月、清の招諭を拒み、池に身を投じて死んだ。

北京図書館所蔵の「祁文獻」のリストは後に掲げるが、多くの未刊の抄本を含むものである。中国社会科学院經濟研究所魏金玉教授の御教示に依れば、これら「祁文獻」は祁彪佳の子孫から一括して同館が購入したものである。限られた時間で多くの必要史料の筆写に逐われていて、その全てを直接確認することはできなかったが、何れも手稿・生文書では無く、文集としての編纂とその刊刻を企図して浄写された稿本であるかに見える。彼の文集としては、『乾坤正氣集』等の總集に収められたものの他に、別集として道光十五年刊の『祁忠惠公遺集』十巻があるのみである（一九五九年、中華書局は『祁彪佳集』と改題の上、標点本を排印出版した）。後掲の龐大なリストを見るとき、既刊の文集が、残存する祁彪佳の詩文のごく一部を収録しているに過ぎないことは明らかであろう。なお中国文學研

究者にとって祁彪佳は戯曲作家、批評家として有名とのことであり、左のリストにもそれに関わるものが含まれているが、これについては筆者の知識は皆無に近い。

今回この「祁文献」のうち、特に蘇松巡按在任中の文献を集的に閲覧・筆写した。すなわち後掲リストのうち③『祁忠敏公掲帖』、⑤『按吳檄稿・牌示稿』、⑦『按吳親審檄稿』、⑧『按吳尺牘』四種である。③は上奏文であり、二二本のうち断簡三本を除いて、いずれも掲帖の体裁を整えていて参考になる。⑤は管下の道以下の各官への指示や、布告を集めたものである。⑦は府州県の裁判を再審した判語を集めた一種の判牘集である。⑧は言うまでも無く書簡である。本稿ではこのなかから、⑦『按吳親審檄稿』全一四八件のうち、特に民事関係の詞訟に発端を有するもの一九件を抄録して来たので、それを全文紹介し、簡単な説明を加えたいと思う。一般に明代で残された判牘類は、刑事案件に関するものが圧倒的であり、いわゆる戸婚・田土・錢債類に関するものはほとんど見出すことができない（かの『教民榜文』の規範の影響もあろうか？）。この『按吳親審檄稿』所収の案件もその大部分はいわゆる人命等の刑事事件であるが、ここに抄録したものは、結局は刑事事件になっているものが多いにせよ、その発端に経済的或いは身分的問題に関する係争の存在がしていたことを示すものが少なくなく、明末江南の社会経済の分析について何らかの史料を提供するものと考えられる。

ただ残念ながらこれらは何れも原判決に附された批語である。すなわち後掲『按吳親審檄稿』〈頭葉〉に示されるように、巡按として祁彪佳は彼が再審の要を認めた詞訟について、その原・被告等を蘇州の彼の下に送らせ、再審の上で改めて原判決に批判を加えたものと考えられる。従って記述は至って簡潔であり、発端の詞状・口供・判決を前提として書かれたその批語だけからは、必ずしも事実関係等が我々に分明なものとはならず、もどかしく感ずるとこ

北京圖書館藏『按吳親審檄稿』簡紹

る少しとはしない。しかも、ほとんど民事關係の詞訟記録を明末江南について利用できなかった我々にとって、たとえ簡潔に過ぎようとも、一定の史料の効用を有するものと考えられる。敢えて紹介を試みる所以である。

〔北京圖書館特藏資料室收藏、祁彪佳文書目錄〕

1 五桁の数字は、同館の登録番号である。なお一括して購入されたのに欠番が生じているのは、或いは善本以外の綾装本が北京旧城内東北隅に在る柏林寺分館に收藏されていることと関わるのかも知れない。

2 ②等の番号は筆者が附した。* 印は、閲覽を希望したが「没有」とされたものである。

- ① 一〇四四一 東事始末不分卷 明末抄本 二冊 集部別集
- ②* 一〇四四二 宜焚全稿 一八卷 明末抄本 一八冊 史部詔令奏議
- ③ 一〇四四三 祁忠敏公揭帖 二二本 明抄本 二二冊 史部詔令奏議
- ④ 一〇四四四 祁文忠公日記 一五卷 三種遠山堂抄本二種清抄本 一五冊 史部傳記自譚
- ⑤ 一〇四四七 按吳檄稿不分卷牌示稿不分卷 明末抄本 一冊 史部政書公牘
- ⑥ 一〇四四八 甯陽謝牘不分卷勸語不分卷 明末抄本 子部法家^②
- ⑦ 一〇四四九 按吳親審檄稿不分卷 明末抄本 一冊 子部法家
- ⑧ 一〇四五〇 甯陽稟牘不分卷評語不分卷牒錄不分卷 明末抄本 七冊 集部別集
- ⑨ 一〇四五一 按吳尺牘不分卷 明末抄本 二冊 集部別集
- ⑩ 一〇四五二 遠山堂尺牘不分卷 明末祁氏遠山堂抄本 二冊 集部別集

- ⑪ 一〇四五 都門入里尺牘不分卷 明末祁氏遠山堂抄本 三冊 集部別集
- ⑫ 一〇五四 里中入都尺牘不分卷 明末祁氏遠山堂抄本 二冊 集部別集
- ⑬ 一〇四五 林居尺牘不分卷 明末抄本 二冊 集部別集
- ⑭ 一〇四五六 里中越言不分卷 明末祁氏遠山堂抄本 八冊 集部別集
- ⑮ 一〇四六八 寓山續志不分卷 明末抄本 一冊 史部地理山水
- ⑯ 一〇四七三 遠山堂詩始不分卷 明末抄本 一冊 集部別集
- ⑰ 一〇四七四 遠山堂詩集十卷 清初祁氏東書堂抄本 一冊 集部別集
- ⑱ 一〇四七五 禱雨文一卷 明崇禎十七年蘇州府刻藍印本 一冊 集部別集
- ⑲* 一〇四八一 督撫奏稿不分卷 明末祁氏遠山堂抄本 三冊 史部詔令奏議
- ⑳ 一〇四八四 遠山堂尺牘不分卷 稿本 四冊 集部別集
- ㉑ 一〇四八五 按吳尺牘不分卷 稿本 五冊 集部別集
- ㉒ 一〇四八六 遠山堂劇品一卷 明末祁氏遠山堂抄本 集部曲
- ㉓ 一〇四九〇 崇禎奏疏彙集不分卷 明崇禎刻本 十冊 史部詔令奏議
- ㉔ 一〇四九六 寓山注二卷 明崇禎刻本 二冊 史部地理山水
- ㉕ 一八〇三〇 遠山堂典品一卷 清初祁氏起之杜刻本 一冊 集部曲
- ㉖ 一八〇三一 遠山堂文稿一卷 清初祁氏起之抄本 一冊 集部別集

〔『按吳親審檄稿』抄〕

- 1 原書には序・跋・目次・凡例等は何も無い。全葉九行、各行二十字で統一されている。
- 2 番号・題目は付いていないが、便宜上、原書記載順に番号を付けた。
- 3 傍線（原書には無い）を施したのは人名である。
- 4 事件の概容について簡単な解説を各条の後に記したが、至って不十分なものである。本格的利用は後日を期す他ないが、広く利用に供したい。

〈頭葉〉

按吳親審檄稿

票仰府廳・州・縣、即將後開人犯、止許差誠實快手一名拘提。限於某日、起批解院、以便親審。其干証、着原・被自喚聽審、母令差役濫拘、不得過三名之上。喚到日、一并載入批上、并開明某人名下干証、其有已經審質者、合干文卷、亦即封送去。役如帶一人索分文、及不依限起解者、定責五十、徒革。

計開 一起某事

被告某人住址某人 某人 原告某人住址

〔再審のために原・被両告、及び両者の要求する証人（三名を限度とする）を関連文書とともに、巡按のもとに解送することを指示する令状の様式である。〕

△18▽

一件勢抄事。行據王同知解犯陳官、到院、審得。陳官・張溪皆米行也。有無錫客人、初投於溪、後投于官。溪以奪其牙行、廼與官相爭毆。此至細之事、何有勢宦可假、遂令婦人赴告、且牽及無干之馮鐵面等。殊爲刁逞、溪以廢疾免究相應。立案。

右行蘇總捕

〔鬪毆の案件ではあるが、発端は蘇州の米行における無錫から来た牙人の客争いにあった。なお米行は牙人の旅宿を兼ねていたかに見える。〕

△20▽

一件勢掃事。行據王同知呈解、犯人唐成等、到院、審得。陶志錫買周參字嫂孫氏之田、盈字號一十五畝、中明契正、並無匿管吳字號田之事。而孫進以飛冊告志錫、蓋虛詞也。而區書唐臣奉勘糊瀆、欲使孫糧唐認、錫亦安能已於控乎。唐臣責之。盈字號田。仍與志錫管業。右行蘇總撫。

〔寡婦孫氏から盈字圩所在の田を買った陶志錫は、孫進（孫氏の繫累であろう）から(i)盈字号田の権利、(ii)売買に伴う「飛冊」（土地隠しの飛洒である）の二点で訴えられた。命で査覈に当たった区書は、孫進と通同し、(i)について元來孫氏に属する納税義務（つまり権力によって認められた所有権）を自らに属するものとした。おそらく県判はこれに拠ったのであろう。不服な陶志錫は控訴していた（府に？）。祁彪佳の批（以下祁判と呼ぶ）は、(i)について陶志錫の権利を認め、(ii)については虚偽の告訴としている。〕

△ 32 ▽

一件立殺人命事。行據吳江縣解犯陸紹珩等、到院、審得。周傑與子周相初佃陸紹珩之田、後以逋租、改佃于吳遲。周傑以原佃也。率子於田所爭之、因而相毆、周相即于本日死。周相之命、不向吳遲索而誰索哉。迺周傑只向吳遲索命、可也。何爲而波及田主之陸紹珩、當周相將死未死之時、移之紹珩家。雖無所搶毀、而周傑波累之情、已可恨矣。責之吳遲、時發該縣、限於十日內、確箇屍傷、并明審兇仗、定罪招奪。再查樊實一首、言顧起元等指官誣陸紹珩之銀兩。現有該縣之牌、似非無據。并嚴速查明、另具報。右行吳江縣。

〔欠租の故に改佃された佃農周傑・相父子は新佃の吳遲と当の田土で争鬭し、子相は傷を受けて死亡した。父傑はその償命を田主陸氏に求めて詞訟を起こした。おそらく吳江県の原判は陸氏の責任を求めるものであったかと思われるが、祁判は田主陸氏を一切無関係として、吳遲の罪を問うものであった。平行して、郷紳に教唆（指）されて官が陸氏から銀を取ろうとした事件があったらしいが、具体的には判らない。〕

△ 36 ▽

一件江繁事。行據松江府解犯徐珍等、到院、審得。顧正倫以八百金助脩圩岈、該區以三百七十畝絕戶田償之。及後久不清理、爲陳完等所占種、亦忌其爲顧之產矣。今顧善有清理具告、府斷已明。陳完猶復聚衆鬧之、已爲非法。及方知府以陳完祖父有脩築之勞、故於其名下所種之九十畝、判還四十畝。而後又許其以五十畝納價、所以卹完者至矣。完尚逋租、且肆刁告。責之。田准作價三兩一畝、令完還銀一百五十兩。田聽完管、其餘田清出者二百八十畝、仍與顧善有管業、并許其別召佃種。立案。右行松江府。

〔何故に徐珍が登場するのか判明しないが、おそらく郷紳顧氏の知数家人であろう。〕かつて圩岸修築に八百兩を出した顧氏は絶戸の田土三百七十畝を与えられた（万暦年間）。年月を経て権利・占有が錯雑し、孫の顧善が清理し、松江府もその権利を確認した。耕作者陳完等は不服を申立て、激しい行動に出ている。結局知府方岳貢は、陳完についてその祖父もまた脩築の労があったので（塘長か）、陳完名義の耕作地九十畝のうち四十畝は陳完の所有とし、残り五十畝は顧氏に代価を払って買い取らせることにした。しかし陳完は依然として不服で田価を払わない（とすれば佃戸として佃租を払うべきであるがそれもしない）で、詞訟を続けている。祁判は方岳貢の案の如く処理するもので、二百八十畝は無条件に顧氏の所有とし、四十畝は陳氏の所有とし、五十畝については一畝三兩で陳完に購入させるものである。〕

△41▽

一件神誣事。行據華亭縣解犯李仲謨等、到院、審得。李仲謨假托宦親、誣童子陸廷佳、瞞其父陸榮希走捷徑、以青其衿、初以十兩爲質、繼以田契五十畝爲抵、復又以二十兩爲轉投書札之質。及術不售、便當璧其物、寢其事矣。迺李仲謨復唆胡吉出首、圖冒管陸榮之田。此仲謨之奸險、可恨也。陸榮懼田契在人、田被投管、焉能已於上控。查其中、串合尙自有人、姑不深究、仲謨追贓擬罪。田契、限於三日內追出、還榮收領。右行華亭縣。

〔息子を生員にしようと願う陸榮は、郷紳の親族と詐称した李仲謨に十兩の銀、田五十畝の権利書（売契）を渡し、費用としてさらに二十兩を渡したが、李仲謨は懷中にして約束は実行しなかった。そしてさらに胡吉をして陸榮の田を引き取ろうと訴えさせた（おそらく陸榮から胡吉への売契が偽造されたのである）。祁判は田

契を陸榮に還し、李仲謨の着服した銀も還させ、罪に問うものである（何を以て論ぜられたか不明）。陸榮の処分が問題になっていないのは不思議であるが、現実に贈賄は実行されなかったからであらうか。」

△ 43 △

一件真正人命事。行據帶管理刑張同知、解犯顧鳳展^マ到院、審得。華派有子華繼。派與顧鳳即舅也。派向租顧鳳之田、屢逋其租。鳳遂迫取其牛車一部抵償。繼迺投之張申、冒申名出告顧鳳并其子顧轉^{展?}。及十一月初十派死、又以張申名唆其母、誣告人命。其呈搶租、以派爲申佃戶。其後告人命、則以派爲申父親。情詞刁誣、責不盡辜、仍枷號一月。府詞并縣詞俱吊銷、屍棺原差袁申、勒令領埋、限廿四日取領埋伏繳。立案。右行松理刑。

〔華派は舅（母方のおじか？）顧鳳の田を佃種していたが租を払わぬために、顧鳳から水牛・龍骨車を欠租の抵償として取り上げられた。そこで華派はその田を張申に投（献）じ、さらに張申の名で搶租（本来張氏に入るべき租を顧氏が奪ったとする）の科で顧鳳父子を訴えさせた。ついで華派が死ぬと、人命で派の母から顧氏を訴えさせた（詳細は判らぬが、いわゆる図頼であらう）。⁽⁹⁾ 祁判は二つの詞状の矛盾を撞き（おそらくは派の屍体検案の上で）張申の主張を斥けて彼を罰し、府・県の原判（内容不明。華氏の権を認めたものか）を破棄し、松江府推官に差しもどしている。〕

思うに、華氏は牛・水車を有して決して決して貧しい佃農では無い。おそらく係争地は元來華氏の有であり、避役のための詭寄を顧氏に対して行ったのではなからうか。張申は或いは「訟棍」かも知れない。〕

一件誅貪事。行據松江府張同知解犯陸松等、到院、審得。陸松牙行也。趙世德開米舖之人、負米牙銀錢、未清取討、乃是常事。乃取而聚鬪、練兵壽永祿輒行申府、亦太多事矣。況又干連無干之朱美等、而以客人蔣明出名告世德、爲強剽、不誣甚乎。世德欠陸松之銀、已經算清。其餘所欠、各牙行聽自等明。陸松・吳泰一輩牙行、唆客出告、應責之。始免蔣明外客久不到。撫院詞、申呈請銷。右行松海防。

〔米舖趙世德は、米牙行陸松に米の代金を払っていなかった。陸松が取立てに行つたところ騒ぎが起こり、官憲（練兵については不明）が介入するに到つた。牙行陸松等は、〃客人〃（おそらくは米を販運して来た客商）をして〃強剽〃の科で趙世德を訴えさせた。官憲（軍）の介入もあったので、松江府の海防同知が担当し、すでに巡撫の判も得たらしい。祁判は原判を破棄し、巡撫の判をも府の申請によって破棄させようとしてゐる。判決が確定することなく、当事者が断念するまで詞訟が続くという滋賀秀三氏の指摘があるが、この祁判も巡撫の判に対しては毀銷を命ずることはできぬのであり、ただ府から申請させるのみである。もしそれが巡撫によって否決された場合、祁判は効力を失うのであろうか。〕

一件剪蠶濫弊等事。行據吳江縣解犯沈心泉等、到院、審得。沈心泉、吳江十四都前正屬六圖人也。該縣于本圖點王宗收糧、心泉即包頂其役。又查每年排年皆心泉所包、夫糧役人之所苦、廼本犯包之累年、非從中得利、何以爲此。及查呈中輕齋一項、解者非上一人解、准虧折奉文加編、非心泉一人之事也。蔡金越告心泉于浙江按院、殊爲

多事。即請申註銷。 右行吳江縣。

〔糧長の役が吳江の十四都正扇で毎年包役されている。包役沈心泉に対して利を上げている旨の告発がなされたのであろうか。祁判は沈心泉への訴えを斥けたかに見える。吳江は浙江省に突出する地理的位置にあり、土地所有が省境を越えて及ぶ例も多かったから、浙江巡接への告訴が行われたのかも知れぬ（或いは浙江についても包役をしていたか?）。包攬そのものは祁判の否定するところでは無い。〕⁽³⁾

△57▽

一件枉法事。行據崑山縣解犯邢宰等、到院、審得。袁元・袁壽有田買自顧盛。盛仍佃租其田、後以麥租不清、袁壽告之於縣。而壽適有僕婦以送飢田間溺死、盛以爲可乘。此讎怨矣。報之邢臣・邢宰、首於崑山縣、縣差役唐魯、發狀於捕衙。而魯遂串同衙差、大肆需索、皆邢臣・邢宰、有所窟穴故也。壽約費銀五十餘兩、而臣復唆顧臣・顧本・顧盛・邢宰、各自爲一狀、具告本院。刁誑至此、亦云極矣。各重責之。唐魯尚有詐贓、乃倣狀之孫初立有所訴。應與邢宰・邢臣、再擬罪具報。餘姑釋放。袁元僕婦自溺、遭衆棍告陷、已爲苦累、而招中復問其罪、何也。衙官之糊塗、至此乎。本院批各狀、俱註銷。 右行崑山縣。

〔顧盛は自田を袁氏に売った後も佃戸として耕作を続けていたが夏租の逋欠を袁氏から県に告訴された（袁氏の告訴）。これに対して顧盛は袁氏の僕婦が昼飯の運搬中に溺死したのをとらえ（顧氏は直営地も有していたらしい）、邢臣・邢宰（いわゆる訟棍であろう）に依って、人命で袁氏を告発した。袁壽の逮捕を命ぜられた差役唐魯は捕衙（縣の典史署か）の胥吏と通同して袁氏から五十餘兩をまき上げた。崑山県の判は袁壽・袁元

を罪するものであった。祁判はこれを破棄し、刑臣・刑宰・唐魯と、巡按への詞状を作成した孫初立を罪している。袁氏からの欠租に対する告訴がどのように扱われたかは不明であるが、欠租に関する詞訟の存在が確認される。」

〈67〉

件討叛事。行據吳江縣解叛戴華等、到院、審得。戴榮・戴華、祖父之爲費氏奴也。陳知府已審之詳明、經撫院批允、無可說矣。但強盜何事。華輒以之告主、府審第以誣告平民論、徒若以奴誣主、又當加一等罪矣。姑念愚民無知、與戴榮並重責之。潘耀乃從中作硬証者、并責。立案。右行吳江縣。

〔その祖父が費氏の奴僕であった戴榮・戴華は、費氏は強盜で以て訴えたが、府判で誣告とされた。祁判は、府判が平民を以て論じたのを批判し、奴を以て主を誣した場合で論ずる言うが、情状を配量しているから、結果として原判が維持されたのであろう。ただ、府判が適用条項を誤ったとは考えにくい。律の刑律・訴訟「干名犯義」の本文には、奴婢の主人に対する誣告は、子孫の祖父母・父母に対するそれを以て論ずる旨の明文の規定があり、それを知府や属僚・幕友が知らなかったとは考えられないからである。従って府判と祁判との相違は、戴榮等の身分の認定、つまり費氏の世僕たるか否かにあり、前者がそれを認めなかったのに対し、後者はそれを認めたものではなかったか。三代以前の身契をもとに、現代の孫の世僕身分を認定したものの、その現状はあまりにもかけ離れていたが故に（たとえば後掲第一〇〇号などを見よ）、祁判も酌量をつけるを得なかったのではあるまいか。このように考えてこの判を読むと、祁彪佳は現状よりもむしろ古い身契

をリジッドに重視し、およそその生活は世僕身分からかけ離れた者についても厳しく身分帰属を規定する傾向が看取される（七一・一〇〇号参照）。鼎革期に身分解放を求める奴変が江南デルタで族出したことは有名であるが、⁽¹⁴⁾当地域に最高責任者としてその弾圧に尽力した祁彪佳に如何にもふさわしく見えるのである。」

△71▽

一件叩天誅逆等事。行據華亭縣解犯吳華等、到院、審得。吳華爲張安藩之世僕、後佃王埏田、是爲佃戶。以田主告佃戶、亦是常事。但埏太甚其詞耳。而督糧官、并田主・佃戶、一同擬罪、語更揶揄之、此埏之所以不服也。迺若王文同子王成、則潘貞觀所從妻家配來者。王文之妻、雖爲王埏乳母、其夫・其子、則於王埏無屬。而亦以奴告之、且以爲侵糧三百兩、且以爲捲賫五百兩、則詞又甚矣。乃索其所出兩身契、在吳華則載二年、非世僕明矣。王文・王成、面質年庚、時日不合、契更不眞。但埏官裔也、兩告詞雖甚、而事不無因。其督糧官所審、督責之詞、量與洗雪、可耳。若兩奴、則仍與張安藩・潘貞觀、服役。右行華亭縣。

〔王埏の佃戶吳華に対する訴え（欠租と世僕としての身分の確認か）と、同じくその乳母の夫・子（王文・王成）に対する奴僕身分の確認の訴えが為された。第一の案件は県の督糧官（管糧主簿であろう）が田主・佃戸をならべてともに罪し、然も揶揄の語が判に入っていたらしい。その点については祁判は原判を批判し、王埏の控訴も已む無しとした。（田主が欠租について糧衙に訴えることが常事となっているが、官は必ずしも田主保護の立場を取るに至っていないことが窺われる）。⁽¹⁶⁾しかし第一の件について吳華の身分は二年の長王と断定し、第二については全く身分関係は無い（身契の偽造）としている。注目すべきは王埏の佃戶吳華であって、

張氏の世僕であつて同時に王氏の長工になつてゐることである。なお王文・王成が、侵糧（納入すべき税糧の横領）と捲贖（動産の横領）で以て訴えられてゐることから推察すると、おそらく彼等は王延の紀綱・知数を勤めていたのではなからうか。」

△78▽

一件勢没事。行據松江府解犯馮觀等、到院、審得。陸考有田四畝零、買之鄭榮、考索找無已。榮造房二間于田上、考又索之、榮不得已、賣之唐舉人。考廼并榮與舉人而告之矣。考之所以告者、因田去役存耳。廼考實取過貼役銀二兩、何曉々焉。考責之。右行松江府。

〔これも馮觀が何者か判明しない。陸考は田土を鄭榮に売った。しかし、過割はまだ行っていないかつたことは、役が鄭榮ではなく陸考に課されてゐることに示されてゐる。陸考は田の返還と、鄭榮がその田に建てた家屋の引渡しを求めて已まず、鄭榮は係争田土を結局拳人唐某に売り渡した。そこで陸考は土地の返還を求めて、鄭氏と唐氏を訴えているが、その根拠は自らの役負担にあった。県・府の判がどうであつたか不明であるが、祁判は陸考が役に就く代償として、貼役銀二兩を受け取つてゐることを理由にその主張を斥けた。（松江府であるから、この貼役銀は△36▽の顧氏義田に依るものであらう）。〕

△100▽

一件陷奴殺父等事。行據崑山縣解犯王卿等、到院、審得。金忠・金孝之祖金成、以子金彭鬻身王家、向來服役、無

異。自王_臣恒相繼故後、家道式微、忠與孝遂另居於外、若不知有世僕之分者、而人亦遂忘其爲王氏僕。此許生彩之所以與結姻也。天啓七年王之族王卿、責其失禮、與之相競。而金孝則刁悍之尤者、反籍以出告、欲洗脫奴名、而訟端自此興矣。是時王之合族、即有原是世僕之說、非今日王春元發後、而才認之也。惟認之於尚在式微之時、廼爲真耳。廼金孝率其姪金雅・金韻、所以反行告訐者、無所不至。金忠在則告簽釘、金忠死則告人命、不知反噬之計雖工、主奴之分畢竟尚在、據理據法、自應斷歸復役。而金雅妄告人命之罪、已痛懲之矣。然爲主族計、此奴既悖悍、如許若命之執役家庭、明是引賊入門、他日恐有蕭牆之禍。正不^尤其身親掃除之役、而後可以正主奴之分也。自今日之從公一斷、金孝輩亦斷不斷^許か反噬其主人矣。然孝之所以聳人者、以王氏利吾貲耳。則有一爲王氏明白心跡之法、夫身爲王氏之身、業則金氏之業也。凡金忠・金孝所置之產、在金戶內者、許其赴縣給帖世守。王氏青衿皆自好、誰肯願此不義之貲、則孝之所以聳動問官者、其計窮矣。立案。一應告詞、尽行註銷。撫院詞、即抄招回覆。右行崑山縣。

〔祖父によって父が売られ、世僕として生まれた金忠・金孝は、主家郷紳王氏の衰微とともに別居し、世僕の分あるを自他ともに忘れた体になっていた。金氏は財も相當に蓄積していたらしい。天啓七年王卿がその身分について注意を喚起したところ。金孝は奴僕に非ざる旨の詞訟を起こし、足掛け八年に及ぶ詞訟が続いている。その間、人命案件をも含めて各種の詞訟が相繼いだかに見える。祁判は、（正にこの七年、十七年と奴変弾圧に活躍した祁彪佳に適しく）法理によってその奴僕身分たるを認定した。但し王氏にあって服役することは、金氏の「悖悍」より見て王氏のためによくないとしている。また金氏所定の財産（王氏がそれを覗きごと）も金氏の抵抗の一因とする〕は、金氏の有としている。概して△67▽△71▽なども併せ見ると、現状より

蔽密に由来を問う傾向が祁彪佳には強いのではないか。現にこの金氏を世僕と確定しても、その処遇には困惑が見られるのである。鼎革期の江南の奴変との連関で検討すべき問題があるように思われる。なお本件は夫馬進氏の抄録に依る。」

△110▽

一件勅簡事。行據吳江縣解犯孫嘉等、到院、審得。周文禎有田二畝、向佃與錢行、後即賣之於行。行尚欠其田價、故孫嘉向彼索租、此時豈有好光景。廼作中之仲翔言並不交手耶。孫潮所言、嘉邀行於船、解勸方歸、豈盡屬子虛乎。見者必非一人。仰縣確審、具繇先報。果有毆情、方與簡奪。右行吳江縣。

〔地主周文禎は佃戸錢行にその田を売り渡したが、錢行が田価を払わぬが故に、孫嘉（紀綱？催甲？）をして収租に赴かせた。そこで生じた事件について、おそらく闘毆の件で孫嘉が訴えられていた。孫潮（何人か不明。孫嘉の繫累か）の証言では、錢行と孫嘉は船で話をつけ、行はもどったと言う。祁判はその証言から再検討の余地を認め、事実認定の点で吳江県の原判を差しもどして、再審を命ずるのである。〕

△126▽

一件出巡事。據常熟縣解犯黃義等、到院、審得。徐四刁棍也。冒龔泉之名、一告海防廳、三告總巡廳。被其告者、劉江・沈萱・錢雲等也。四之弟徐祥、亦從中作鬼、然猶不敢顯然出頭。若四則引差逼詐、已重責之矣。至黃義之具告江院、批水利廳者、審其事不過些小債。盡一二兩之數、廼提稱強剝、牽告周明・顧和・丁園・王二・屈潭

諸人。如屈潭不過作保、廼亦牽及。其刁逞可知。被告之費累、甚於所逋欠。義亦訟棍也。但江院詞無清銷之例、仰縣申請水利廳、審結可也。其海防・總巡二詞、縣申彼註銷、債負免追。右行常熟縣。

〔訟棍が登場する。錢債の詞訟を、「海防」廳・「水利」廳が担当しており、特異に思われたので抄録した。——廳とは、△頭葉▽に「府廳・州縣」と見えていたもので、おそらく府の佐貳官の署であろうと思われる。海防同知の干与は、「強刳」と関わるのであろうか。△44▽参照。〕

△128▽

一件出巡事。據靖江縣解犯劉仰雲等、到院、審得。李明之田、縣審已明。即去年之搶麥、縣亦審明矣。李明再告誡、爲多事。但今年劉仰雲猶不遵縣斷、向佃戶任三私收麥租、此明之所以不能已於再告也。惟是役誣爲搶、又屬蛇足。李明薄責、仰雲重責之。田照縣斷管業。右行靖江縣。

〔田主李明は昨年に続いて今年もまた劉仰雲を訴えた。劉氏はおそらく旧の田主であろう。昨年の詞訟は田土の所有權（収租權）の確認と、劉氏が佃戸任三より取立てた麦租の「搶麥」の件であり、ともに李明の申立てが認められている。今年また劉仰雲は任三に対して麦租を収めようとしているのに対し、李明の収租權が認定された。但し祁判では、李明が「搶麥」として訴えたのは失当であると叱責し、仰雲は罪に問い、田の帰属は前年の縣判の如くするとしている。「搶麥」は△142▽にも登場する。〕

△129▽

一件出巡事。據常熟縣解犯張可仁等、到院、審得。顧魁與張可仁、俱爲歸生員之佃、爭水相鬭。然魁有兄弟兩人、豈容可仁毆之至死。歸生員、於其死時、捨棺爲殮、現有土工錢物。爲之埋葬、而詐稱捨屍、彼婦人何知、皆魁之兄所主唆而硬証。徐虹口角變幻、更可恨也。立案、原呈原卷并發。右行常熟縣。

〔婦氏の佃戸、張可仁と顧魁が水争いをした（水の不足よりは水の過剰がしばしば問題となる江南の圩田でも、かかる情況のあることに注目したい）。殴り合いとなり魁の兄弟がけがで死んだ。魁は婦氏から棺をもらいながら「捨屍」と訴えていたが、祁判はこれを斥けている。しかし、地主婦氏はなぜに捨棺したのであろうか。なお、水利用益とその管理が佃農による共同体的結合の手中にあったと想定することは、これからして難しいのではなからうか。〕

△142▽

一件爲出巡事。行據無錫縣解犯林廷等、到院、隨經本院面審得。林廷又誑告江院、養弘又誑告人命、甚矣。錫民之刁訟也。俱各責之。曾養弘種林廷之田四畝、而逋其租、其事甚小。乃林廷告之該縣、批糧三衙、輒誣養弘爲搶麥。不知田係弘佃、麥係弘物、豈有反行搶刈之理。甚矣。衙官斷事之不明也。差役陸責十五枚。立案。右行無錫縣。

〔結局は人命案件になつたらしいが、その点は祁彪佳の批判を受けておらず、発端の告租をめぐつて原判が破棄されている。すなわち佃戸養弘は地主林廷の田を租佃していたが租（麦租であろう）を欠いた。人命案件に比べれば、その事がらは些細であると祁判は言う。林廷は県に訴え、県では「糧三衙」つまり管糧主簿に担当

させたところ、糧衙の判は、單なる欠租では無く「搶麥」つまり作物（麥）の強奪を以て論ずるものであった。祁判は、田は養弘が耕作し、その田上の麥は養弘自身が栽培したものであって決して「搶刦」は法理上成立せぬと批判し、事實認定・法律適用の誤りを叱責している。処罰されている差役は、おそらく養弘の拘禁に係ったものであろう。麦租そのものがどうなったか不明であるが、原判決では「搶麥」と認定する以上、麦租は当然に林廷に帰したであらう。祁判は、ただ搶刦の適用を批判するのみで、元來の麦租には触れていないから、その点では原判の如く事は決着したと考えられる。ここ常州府でも、租衙が佃糧をめぐる係争を担当していることが注目されるとともに、欠租について律例の適用条項が確定していないことが窺われる。²³

△144▽

一件爲出巡事。行據長洲縣解犯周彦卿等、到院、隨經本院面審得。陳壽初隨湯三、湯之妻續嫁於陳廷試之父、遂在陳家。及其後、向陸全傭工、則非廷試世僕、可知。乃范官明契、足價買之、爲興臺之用、而廷試輒告范僕周彦卿、何也。夫可以爲陸全家之傭、獨不可以爲范官之奴乎。而廷試不言於傭陸之時、乃告于范買之後、又何也。尤可恨者以如此細事、粧詞誑告、誣壽爲盜。而未審之前、又粘謗庸訴、明是奸書利口之伎倆。姑念壽亦當在其家、免其窓誣之罪、陳壽及妻沈氏、斷還范宦服役。再敢囂爭、重治不貸。立案。右行長洲縣。

〔繼母の前夫の奴僕であった陳壽が、その後陸氏の傭工（長工？）となった時に何も言わなかった陳廷試は、それが郷紳范氏の僕となるに及んで、もともと范壽は自家の世僕であるとして、陳氏の僕（紀綱？）周彦卿を訴えた。祁判は全面的に陳廷試の訴えを斥け、そのやり方にまで叱責を加えている。〕

〔注〕

- (1) 『明史』卷二七五、陳鼎『東林列伝』卷一一、等に依る。
- (2) (6)・(7)の判牘が史部政書では無く、子部法家に入れられているのは、現今の日本の分類法と異なるようである。
- (3) 当時大小の飢饉が相繼ぎ、手工業、工芸作物栽培の展開によって、食糧は常時湖広米の流入に頼っていた江南の米不足が背景にあるであろう。江南における米の不足とその確保策、或いは民衆の糠米等については、崇禎十三〜十五年在任の南直巡撫黃希憲の『撫吳檄畧』に詳細な史料がある。
- (4) 飛洒・花分については、拙著『明代江南農村社会の研究』（東京大学出版会、一九八二年）第四章第三節「避役の構造」参照。
- (5) 黄冊の編造や魚鱗図冊の作成等に従事した冊書が、当時包攬されていたことについては、前掲拙著等第四章第一節「明末の里田正役」参照。
- (6) 松江の地主顧正心が、重い徭役負担に苦しみ、銀を寄附して革亭・青浦両県に約五万畝の役田（その佃租を当役者に支給する）を購入させたことについては、既に詳述した（旧稿にさらに新史料を加えて、前掲拙著第四章第四節「役田の設置」に詳説した）。正心はこの行為が旌賞され、光祿寺署丞の銜を与えられた。顧善は正心の孫である。なお顧正倫が正心とどのような関係にあつたか不明であるが兄弟乃至は堂兄弟であろう。一九七〇年の旧稿以来、筆者は顧正心の「義行」の眞の動機に関心を有して来たが、それが何らかの経済的見返りを持っていたことが示唆されている。

- (7) 知数、知数家人、知数人とは、郷紳の紀綱の僕で納税や財産管理に当るものである（前掲拙著第四章第一節参照）。
- (8) 郷試以上の科擧の試験が不正・情実を防止すべくさまざまな措置を採っていたことは、高崎市定氏の『科擧』（星野書店、一九四六年）にヴィヴィッドに描かれている。問題は有力郷紳の政治的、経済的支配下にある州県における童試（生員の資格賦与）の公平性が如何様に確保されたかという点について、この史料は何かを示唆するように思われる。
- (9) 「図頼」については『大明律』刑律・人命に規定がある。ただこのケースのように、妻が夫について図頼する場合、黃彰健『明代律例彙編』（商務印書館、一九七九年）によれば、順治の増加条例に始めて規定が出現し、少卑幼が期親の尊長を誘つて人を図頼した場合（杖八十、徒二年）に比附することが定められている。抗租と図頼との関係は、『江南山陽収租全案』に見える。
- (10) 詭寄については前掲拙著第四章第三節参照。
- (11) 「強劫」という罪名は律例に無い。刑律・賊盜の「白昼搶奪」であろうか。或いは軍の介入があつたらしいから、同強盜であろうか。

- (12) 滋賀秀三「清代の司法における判決の性格——判決の確定という觀念の不存在」——(『法学協會雜誌』29—8、一九七五年) 九二頁。

- (13) 包攬については西村元照「清初の包攬——私徵体制の確立、解禁から請負徵稅制へ——」(『東洋史研究』35—3、一九七六年)、山本英史「清初における包攬の展開」(『東洋學報』59—1・2、一九七七年)、前掲拙著第七章第二節「康熙年間の改革」参照。

- (14) さし当って田中正俊「民變、抗租・奴變」(『世界の歴史』——ゆらぐ中華帝國——『筑摩書房、一九六一年)、森正夫「一六四五年太倉州沙溪鎮における烏龍會の反亂について」(『中山八郎教授頌壽記念明清史論叢』、一九七七年) 参照。

- (15) 小山正明「明末清初の大土地所別とくに江南デルタ地帯を中心として」——(『史學雜誌』67—1、一九五八年) で「守禾日記」を引き、清代中期、糧衙を通じて収糧權と收租權が合一することを指摘している。その系譜的上代をここに見出せるであらう。

- (16) 前掲拙著第九章第二節「抗租闘争の再検討(二)——抗租と公權力——」参照。

- (17) 前注(6) 参照。また前掲拙著第四章第四節、第六章第一節、第九章第三節等に、貼役について詳説した。

- (18) 劉永成「清代前期佃農抗租闘争新發展」(『清史論叢』1、

一九七九年) 六六頁には、欠租の督促に赴いた催甲が欠佃を船に鎖住して凍死せしめた案件を紹介している。

- (19) 黄彰健前掲著(注(9)) 依れば、刑律・賊盜ノ白昼搶奪ノの順治の増例に

如強割田禾、依搶奪科之

が見えると言う。

- (20) 前掲拙著第一章第一節参照。

- (21) 雍正五年の抗租禁令以来、欠租それ自身が刑罰の対象となる(李文治「論清代前期的土地占有關係」『歴史研究』一九六三—五)。しかしそれ以前には、専条が無いために、律例の他の条項を適用せざるを得なかったのであらう。三木聡氏に依れば、雍正四年福建で「徵比錢糧之例」が欠租に適用されている(北大東洋史談話会シムボジウム報告「清代前期福建の抗租と国家権力」一九八〇年八月)。この一四二号で管糧主簿が「搶麦」を適用し、それを祁判が厳しく批判したのも、明末における欠租の適用条項が未確定であることを示していると考えられよう。一三八号で靖江県が搶麦を適用しているのを見て、当時江南で欠租に「搶奪」を適用する例は珍らしくなかったことが窺われる。